

控除対象個別帰属調整額の 控除明細書		連結事業年度 又は事業年度	年 月 日 から 年 月 日 まで	法人名		
事業年度又は 連結事業年度	連結適用前欠 損金額又は連結 適用前災害 損失欠損金額 ①	控除対象個別 帰属調整額 (①×23.4/100又 は①×20/100) ②	既に控除を受 けた額 ③	控除未済額 ②-③ ④	当期控除額 ⑤	翌期繰越額 ⑥
年 月 日から 年 月 日まで	円	円	円	円	円	円
年 月 日から 年 月 日まで						
年 月 日から 年 月 日まで						円
年 月 日から 年 月 日まで						
年 月 日から 年 月 日まで						
年 月 日から 年 月 日まで						
年 月 日から 年 月 日まで						
年 月 日から 年 月 日まで						
年 月 日から 年 月 日まで						
年 月 日から 年 月 日まで						
年 月 日から 年 月 日まで						
年 月 日から 年 月 日まで						
年 月 日から 年 月 日まで						
計						

第6号様式別表2記載要領

- この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の前9年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額（法第53条第5項に規定する連結適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）又は連結適用前災害損失欠損金額（同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。また、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度（法人税法第15条の2第1項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）においては同法第81条の9第2項の規定の適用がないことを証する書類も併せて添付すること。
- 「控除対象個別帰属調整額②」の欄は、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額①」の欄に記載した金額に、最初連結事業年度の終了の日（2以上の最初連結事業年度の終了の日がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度の終了の日）における法第53条第6項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては100分の23.4（当該最初連結事業年度（2以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）が平成24年4月1日前に開始したものである場合は100分の30とし、当該最初連結事業年度が平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始したものである場合は100分の25.5とし、当該最初連結事業年度が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始したものである場合は100分の23.9とする。）を、法第53条第6項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第53条第6項第2号に規定する協同組合等との間に連結完全支配関係がある連結子法人にあっては100分の20（当該最初連結事業年度（2以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度）が平成24年4月1日前に開始したものである場合は、100分の23）を乗じて計算した金額を記載する。
- 法第53条第7項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。）の前9年内事業年度（同項に規定する前9年内事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属調整額（同項に規定する控除未済個別帰属調整額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象個別帰属調整額（同条第6項に規定する控除対象個別帰属調整額をいう。）とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。